

# 千葉県報

号外  
令和7年3月31日

## 主要目次

### 人事委員会規則

○ 職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則	一
○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	二
○ 管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○ 職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五
○ 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五
○ 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	七
○ 職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	七
○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	八
○ 職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	八
○ 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	九
○ 時間外勤務手当等の勤務一時相当りの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則	一〇
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	一〇
○ 任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	一〇
○ 職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則	一〇

## 人事委員会規則

職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

### 千葉県人事委員会規則第七号

#### 職員の在宅勤務等手当の支給に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。)第十二条の二の規定により、在宅勤務等手当の支給に必要事項を定めるものとする。  
(在宅勤務等の場所)

**第二条** 給与条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- 三 前各号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

**第三条** 給与条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる時間とする。

- 一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の三第一項に規定する時間外勤務代休時間又は給与条例第十五条第一項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
- 二 勤務時間条例第十一条に規定する休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

**第四条** 給与条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

(確認)

**第五条** 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第十二条の二第一項に規定する勤務(以下「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員としての要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

**2** 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。  
(支給日等)

**第六条** 在宅勤務等手当は、給料の支給日(給料の月額が月二回に支給されるときは、最初の給料の支給日)に支給する。

**2** 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

**3** 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。  
(支給期間等)

**第七条** 職員が新たに給与条例第十二条の二第一項の職員としての要件を具備すると認め

られた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(補則)

**第八条** この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

通勤手当に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國 雄

**千葉県人事委員会規則第八号**

**通勤手当に關する規則の一部を改正する規則**

通勤手当に關する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「たる」を「としての」に、「通勤届(別記様式)」を「人事委員会が定める様式の通勤届」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第十八条第一項第三号又は第四号の職員としての要件を欠くに至つた場合

第四条中「提示」を「提示又は第十八条第一項第三号若しくは第四号の職員としての要件を具備していることを証明する書類の提出」に、「たる」を「としての」に改める。

第六条中「支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額」に改める。

第八条第一項第二号中「二十一回分(」の下に「在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「職員等」を「職員その他の職員」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第八条の二中「職員は、」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の人事委員会規則で定める割合は百分の五十」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第十一條第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第九条第一号から第三号までの規定中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第十二条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「新幹線鉄道等」を「条例第十一条第三項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)」に改める。

第十三条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十一条第三項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が人事委員会の定める範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前各号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

**第十四条 削除**

第十五条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第一項中「支給対象期間の特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額」に、「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第二項中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改める。

第十六条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次の各号に掲げる」とし、同条に次の各号を加える。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十一条第四項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が人事委員会の定める範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前各号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第十七条を次のように改める。

(権衡職員等の範囲)

第十七条 条例第十一条第四項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者(以下「人事交流等職員」という。)を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第十八条中「職員とする」を「職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする」に改め、同条第一号中「復帰した」を「復帰をした」に改め、「掲げる職員で、」の下に「当該復帰に伴い、」を加え、「当該復帰の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に、「新幹線鉄道等での利用が第十四条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「新幹線鉄道等」に、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの」を削り、同条第二号中「配偶者(」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)(」に、「転居した」を「転居をした」に、「当該住居」を「当該転居後の住居(特定住居を含む。)」に、「新幹線鉄道等での利用が第十四条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「新幹線鉄道等」に改め、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居をした職員で、当該転居後の住居(当該転居後の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該子の養育を行っているものに限る。)

四 職員又は配偶者の父母(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居をした職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父

母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該父母の介護を行つているものに限る。)

第十八条に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する復帰又は同項第二号に規定する転居(以下「復帰等」という。)の日以後に転居する場合における当該復帰等の日以後の転居後の住居(以下「転居後の住居」という。)であつて次の各号に掲げるものをいう。  
一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該復帰等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(ロにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居  
ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が人事委員会の定める範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前各号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの  
第十九条第一項中「たる」を「としての」に改め、「職員が離職」の下に「(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日以後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)」を「を加える。」  
第二十条の二第一項から第四項までの規定中「掲げる」を「定める」に改め、同条第五項及び第六項中「掲げる通勤手当」を「定める通勤手当」に改め、同条第七項中「特別料金の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条中第九項を第十項とし、第九項の次に次の一項を加える。

9 条例第十一条第五項に規定する通勤手当の額については、人事委員会が別に定める支給方法により支給する。

第二十一条中「たる」を「としての」に改める。  
別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年千葉県条例第二号)第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「旧条例」という。))第十一号第二項第一号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額(改正前の通勤手当に関する規則(以下「旧規則」という。))第九号第三号に掲げる職員に係るものを除く。)、旧条例第十一号第二項第二号に定める額(旧規則第九号第二号に掲げる職員に係るものを除く。))及び旧条例第十一号第三項に規定する特別料金等の額をその支給対象期間(同条第二項に規定する支給対象期間をいう。以下同じ。))の月数で除して得た額(以下「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。))の合計額が十五万円を超えている職員を除く。に支給されている通勤手当のうち旧条例第十一号第三項に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当(施行日の前日及び施行日を含む支給対象期間に係るものに限る。))については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超える場合にあつては、二万円)を減じて得た額(一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とする。))を、支給対象期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

(権衡職員等に関する経過措置)

4 改正後の通勤手当に関する規則(以下「新規則」という。))第十六条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

5 新規則第十七条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

6 新規則第十八号第一項第三号及び第四号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者(これらの号に規定する当該日以後の転居をしたものを除く。))にも適用する。

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第九号

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則(昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項出先機関の目中央児童相談所の節中

次長	四種	を	次長	四種
			一時保護課長	四種

に改

地域整備課長	四種	を	地域整備課長	四種
大区画基盤整備課長	四種			

に改

東部家畜保健衛生所	所長	二種
	次長	四種
	防疫企画課長	四種

建築課長	四種	を	建築課長	四種
			建設維持課長	四種

に改

め、同日葛南港湾事務所の節中「葛南港湾事務所」を「港湾事務所(千葉県港湾事務所を除く。))」に改め、同日木更津港湾事務所の節を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和三十九年千葉県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「応じて」を「応じ」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第一号中「百分の三百十五(給与条例第二十条第二項に規定する特別管理職員(以下「特別管理職員」という。))にあつては、百分の三百七十五」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員以外の職員 百分の三百十五(給与条例第二十条第二項に規定する特別管理職員(以下「特別管理職員」

という。)にあつては、百分の三百七十五)

口 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員 百分の二百六十二・

五 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十一号

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年千葉県人事委員会規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「たる」を「である」に、「給与条例第九条に規定する扶養親族で給与条例第十条第一項の規定による届出がされているものに限る」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第九条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第五条中「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任規則第五条第一項に定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第六条第一項中「たる」を「としての」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第七条第一項中「たる」を「としての」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「たる」を「としての」に改め、「欠くに至つた日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

第十条中「たる」を「としての」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十二号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

3,500 円	4,200 円	6,800 円
3,500	4,200	6,800
3,500	4,200	6,800
3,500	4,200	6,800
3,700	4,400	6,900
3,700	4,400	6,900
3,700	4,400	6,900
3,700	4,400	6,900
3,800	4,500	7,100
3,800	4,500	7,100
3,800	4,500	7,100
3,800	4,500	7,100
3,800	4,500	7,100
3,800	4,500	7,100
4,000	4,900	7,200
4,000	4,900	7,200
4,000	4,900	7,200
4,000	4,900	7,200
4,000	4,900	7,200
4,300	5,100	7,400
4,300	5,100	7,400
4,300	5,100	7,400
4,300	5,100	7,400
4,300	5,100	7,400
4,300	5,100	7,400
4,500	5,200	7,500
4,500	5,200	7,500
4,500	5,200	7,500
4,500	5,200	7,500
4,500	5,200	7,500
4,500	5,200	7,500
4,500	5,200	7,500
4,700	5,400	7,600
4,700	5,400	7,600
4,700	5,400	7,600
4,700	5,400	7,600
4,700	5,400	7,600
4,700	5,400	7,600
4,900	5,500	7,700
4,900	5,500	7,700
4,900	5,500	7,700
4,900	5,500	7,700
4,900	5,500	7,700
4,900	5,500	7,700
5,100	5,700	7,900
5,100	5,700	7,900
5,100	5,700	7,900
5,100	5,700	7,900
5,100	5,700	7,900
5,100	5,700	7,900

4,000 円	4,900 円	7,400 円
4,000	4,900	7,400
4,000	4,900	7,400
4,000	4,900	7,400
4,000	4,900	7,400
4,300	5,100	7,500
4,300	5,100	7,500
4,300	5,100	7,500
4,300	5,100	7,500
4,500	5,200	7,600
4,500	5,200	7,600
4,500	5,200	7,600
4,500	5,200	7,600
4,500	5,200	7,600
4,500	5,200	7,600
4,700	5,400	7,700
4,700	5,400	7,700
4,700	5,400	7,700
4,700	5,400	7,700
4,700	5,400	7,700
4,900	5,500	7,900
4,900	5,500	7,900
4,900	5,500	7,900
4,900	5,500	7,900
4,900	5,500	7,900
4,900	5,500	7,900
5,100	5,700	8,000
5,100	5,700	8,000
5,100	5,700	8,000
5,100	5,700	8,000
5,100	5,700	8,000
5,100	5,700	8,000
5,300	5,900	8,000
5,300	5,900	8,000
5,300	5,900	8,000
5,300	5,900	8,000
5,300	5,900	8,000
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	8,000
5,400	6,000	8,000
5,400	6,000	8,000
5,400	6,000	8,000
5,400	6,000	8,000
5,400	6,000	8,000
5,600	6,100	8,000
5,600	6,100	8,000
5,600	6,100	8,000
5,600	6,100	8,000
5,600	6,100	8,000



職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「日本電信電話株式会社」の下に「(日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。)」を加える。

第七条の二第二号中「就業手当に相当する退職手当又は同号ロに規定する」を削る。

第十七条第一項第一号イを削り、同号ロ中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に、「別記第十四号様式の三」を「別記第十四号様式の二」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に、「別記第十四号様式の四」を「別記第十四号様式の三」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする。

附則第八項中「第十七条第一項第一号ロ」を「第十七条第一項第一号イ」に改める。  
別記第十四号様式の二を削る。

別記第十四号様式の三(表面)中「㉟」を削り、同様式を別記第十四号様式の二とする。

別記第十四号様式の四(表面)中「㊸」を削り、同様式を別記第十四号様式の三とする。

別記第十五号様式(表面)中「㉞」を削る。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第二号の改正規定は公布の日から施行する。

職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の扶養手当の支給に関する規則(昭和六十一年千葉県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第五条第一項を次のように改める。

新たに給与条例第九条第一項の職員としての要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第五条第二項中「前項の場合」を「第一項の場合」に、「前項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第六条第一項中「(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)」を削り、同項に後段として次のように加える。

同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

第六条第二項中「事項を」の下に「人事委員会が定める様式の」を加え、「(別記第二号様式)」を削る。

第八条を第九条とし、第七条中「たる」を「としての」に、「前条第四項」を「第六条第四項」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第七条 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第九条第一項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項の職員としての要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。

ただし、扶養手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(令和七年改正条例附則第六項の規定が適用される間の読替え)

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条中「給与条例第九条第一項ただし書の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年千葉県条例第二号)附則第六項の規定により読み替えられた給与条例(以下「読替後の給与条例」という。)」第九条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級

以上に相当する職員として」と、第三条、第四条、第五条第一項、第七条第一項及び第八条中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」とする。  
(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年千葉県条例第二号)附則第六項の規定により読み替えられた給与条例第九条第一項の人事委員会規則で規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第二条及び第四条に規定する職員とする。  
別記第一号様式及び第二号様式を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十五号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年千葉県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「通勤手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十六号

職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年千葉県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」が」に改める。

第五条第一項を削り、同条第二項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者」を「人事委員会規則で

定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第一号中「次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年千葉県条例第一号)第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十一号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと(以下「派遣からの職務復帰」という。)」に、「事由発生の」を「派遣からの職務復帰の」に改め、同号イ及びロを削り、同項第七号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第一項に定める者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「事由発生」を「派遣からの職務復帰」に、「と、」を「と、」と、「第二条」とあるのを「前項」と、「に、」に、「たる」を「としての」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第一項中「たる」を「としての」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができるときとして人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条第一項中「たる」を「としての」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「たる」を「としての」に改め、「欠くに至つた日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

第十条第一項中「たる」を「としての」に改める。

別記第一号様式(その一)(裏)記入上の注意7中「職員の単身赴任手当の支給に関する規則(昭和六十三年千葉県人事委員会規則第一号)の一部を改正する規則(令和七年三月三十一日)を削る。」を削る。

附則

(施行期日)  
1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の単身赴任手当の支給に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

3 職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和四年千葉県人事委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。



項」を「同条第二項」に改める。

時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十八号

時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等の勤務一時間当たりの給与額の算出に関する規則(平成七年千葉県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 在宅勤務等手当の額

第四条中「第二条第三号及び第四号」を「第二条第四号及び第五号」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第十九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十三年千葉県人事委員会規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号を次のように改める。

二十三 公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二十号

任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

任期付職員の採用等に関する規則(平成十四年千葉県人事委員会規則第二十八号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「第四項並びに」を削る。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

千葉県人事委員会規則第二十一号

職務の級別区分を定める規則の一部を改正する規則

職務の級別区分を定める規則(平成二十八年千葉県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

一 職務の級別区分の表1 行政職給料表級別職務区分表知事の事務部局の項出先機関

の目海匠農業事務所 山武農業事務所の節中 「地域整備課長」を「地域整備課長」

に改め、同目中央家畜保健衛生所の節中「中央家畜保健衛生所」を「東部家畜保健衛生

所」に、

「

庶務課長
------

」を「

次長	庶務課長
----	------

」に改め、同目土木事務所(千葉、葛

南、東葛飾、成田、山武、長生及び君津の各土木事務所を除く。)の節中「建築課長」を

「

庶務課長
------

」に改め、同目葛南港湾事務所の節中「葛南港湾事務所」を「港湾事務所

建設維持課長」に改め、同目葛南港湾事務所の節中「葛南港湾事務所」を「港湾事務所

(千葉港湾事務所を除く。)」に改め、同目木更津港湾事務所の節を削り、同表警察の項

専門職の目中 「

師範
----

」を「

師範	上席	教師
----	----	----

」に改める。

一 職務の級別区分の表2 公安職給料表級別職務区分表警察の項中

「

佐倉警察署	(署長)	署長	副署長	調査官	幹部	課長	主任
		(幹長)	(副長)	交通官	交番	課長	助教
		(幹長)	(課長)	交通官	代理	課長	助教
		(幹長)	(課長)	交通官	代理	課長	助教
		(幹長)	(課長)	交通官	代理	課長	助教
		(幹長)	(課長)	交通官	代理	課長	助教

」

佐倉警察署 (署長) 署長 副署長 調査官 幹部 課長 主任

(幹長) (副長) (課長) (幹長) (課長) (幹長) (課長)

交通官 交番 課長 助教

交通官 代理 課長 助教

交通官 代理 課長 助教



東部家畜保健衛生所	所長
-----------	----

に、同目家畜保健衛生所(中央家畜保健衛生所を除く。)の節中「中央家畜保健衛生所」を「東部家畜保健衛生所」に改める。

一 職務の級別区分の表10 福祉職給料表級別職務区分表知事の事務部局の項出先機関の目児童相談所の節中「児童相談所」を「中央児童相談所」に、「次長」を「次長 一時保護課長」に改め、同節の次に次のように加える。

児童相談所 (中央児童相談所を除く。)	次長	課長 上席児童指導員 上席保育士	児童指導員 保育士	児童指導員 保育士	児童指導員 保育士
------------------------	----	------------------------	--------------	--------------	--------------

附則  
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 三六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県  
〇四三(二三三)二六五八